

## 「低入札価格調査基準価格の算定率」及び「低入札価格重点調査対象となった場合の失格基準」の見直しについて

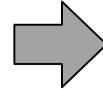
NEXCO 中日本は、平成 25 年 7 月 1 日以降に入札公告等を行う工事を対象に、「低入札価格調査基準価格の算定率」及び「低入札価格重点調査対象となった場合の失格基準」を以下のとおり見直したので、お知らせします。詳細は当社ホームページ(<http://www.c-nexco.co.jp/corporate/contract/investigation/>)の「低入札価格調査の基準等に関する事項」をご覧ください。

### (1) 低入札価格調査基準価格の算定率

#### ● 現行

##### 【算定率】

- ・ 直接工事費 × 95%
- ・ 共通架設費 × 90%
- ・ 現場管理費 × 70%
- ・ 一般管理費等 × 30%



#### ● 平成 25 年 7 月 1 日以降に入札公告等を行う工事

##### 【算定率】

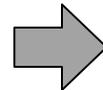
- ・ 直接工事費 × 95%
- ・ 共通架設費 × 90%
- ・ 現場管理費 × 80%
- ・ 一般管理費等 × 55%

### (2) 低入札価格重点調査対象となった場合の失格基準

#### ● 現行

以下のいずれかに該当する場合、落札者とししないものとする。

- ・ 期限までに誓約書及び一般管理費等設定理由書並びに調査に係る資料又は同資料の一部が提出されない場合
- ・ 入札金額に計上する直接工事費の額が当社の直接工事費の 50%未満
- ・ 入札金額に計上する共通仮設費の額が当社の共通仮設費の 45%未満
- ・ 入札金額に計上する現場管理費の額が当社の現場管理費の 35%未満
- ・ 入札金額に計上する一般管理費等の額が当社の一般管理費等と比し低い場合は、その設定理由が妥当と認められない場合



#### ● 平成 25 年 7 月 1 日以降に入札公告等を行う工事

以下のいずれかに該当する場合、落札者とししないものとする。

- ・ 期限までに誓約書及び一般管理費等設定理由書並びに調査に係る資料又は同資料の一部が提出されない場合
- ・ 入札金額に計上する直接工事費の額が、当社の直接工事費の 50%未満
- ・ 入札金額に計上する共通仮設費の額が、当社の共通仮設費の 45%未満
- ・ 入札金額に計上する現場管理費の額が、当社の現場管理費の 40%未満
- ・ 入札金額に計上する一般管理費等の額が当社の一般管理費等と比し低い場合は、その設定理由が妥当と認められない場合